

令和 6 年度 八尾市国民保護協議会 会議録

日時 : 令和 7 年 1 月 21 日 (火) 10 : 00 ~ 11 : 00

場所 : 八尾市役所本館 6 階大会議室

出席者 : 国民保護協議会委員 36 名

開会の挨拶

危機管理監 田口 琢也

議事内容

田口危機管理監

それでは、これより、議事を進めます。

まずは、議案「八尾市国民保護計画の変更」について事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

それでは、議案「八尾市国民保護計画の変更について」説明させていただきます。お手元の資料 2 - 1 「八尾市国民保護計画の変更について（概要）」をご覧ください。

まず、「1. 計画の目的と概要」ですが、八尾市国民保護計画は、平成 16 年 6 月に国が制定した、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的とした国民保護法を受け、平成 19 年 1 月に八尾市国民保護計画を策定し、有事や万一の大規模なテロ等が発生した場合に、住民等の生命・身体及び財産を保護し、国民保護措置の実施体制や住民の避難・避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処を的確かつ迅速に実施できるよう備えたものです。

平成 19 年 1 月の計画策定以降、法令等の改正による変更及び府計画の変更等がありまして、平成 26 年度には、国が定める「国民の保護に関する基本指針」の改正に伴う変更として警報等の情報伝達手段である J-ALERT、Em-Net の追記、そして平成 28 年度には、平成 27 年 9 月に成立した平和安全整備法をうけ、武力攻撃事態対処法を事態対処法へ変更をしています。いずれも八尾市国民保護協議会を開催し、計画の変更を行いました。

続いて、今年度の本計画変更に向けた取組みについて説明させていただきます。前回変更時 (H29 年 3 月) 以降の府計画・関係法令の変更及び本市の組織改編に加え、昨年 8 月～9 月にかけて実施した委員・幹事からのご意見等をもとに変更素案を作成した後、昨年 10 月に大阪府と変更素案にかかる事前相談を実施いたしました。その後、昨年 11 月 26 日～12 月 26 日にかけて、パブリックコメント（市民意見提出制度）を実施しました。

また、本協議会は前回の変更が平成 28 年度のため、約 8 年ぶりの開催となっております。久方ぶりの開催というところで、改めて本協議会についても説明させていただきます。本協議会は、国民保護法に基づき平成 18 年から設置されている法定会議であり、八尾市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進することを目的としています。また、国民保護法第 39 条で、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、本協議会に諮問しなければならないと定められています。

次に「2. 変更の理由」についてです。本計画は、国民保護法第 35 条の規定により、国が定める「国民

の保護に関する基本指針」及び大阪府が定める「大阪府国民保護計画」に基づき市が作成しなければならないとされております。今回の変更は、平成 29 年 3 月の計画変更以降、これまでの期間に基本指針及び府計画が変更されたこと等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本市の組織改編による変更、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて行うものであります。

次に、「3. 主な変更内容」ですが、変更は大きく 3 つに分類しており、(1)大阪府国民保護計画の変更に伴う変更、(2)市独自の文言変更や機構改革に伴う変更、(3)統計数値等の変更となっております。表の項目「掲載頁」に資料 2－3「新旧対照表」の対応ページを記載しております。

まず、「(1) 大阪府計画の変更等に伴う変更」について表のとおり 3 点説明します。

こちらは、上位計画である大阪府国民保護計画で変更があった個所を本市に落とし込み反映させたものです。

新旧対照表の 19 ページの色塗り箇所をご覧ください。「弾道ミサイル飛来時の避難行動の住民への周知」として、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の追記をしております。Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことです。具体的な追記箇所について説明しますと同ページに掲載の、ウ 弾道ミサイル攻撃や、エ 航空攻撃の場合、攻撃目標を特定することは困難であり、短時間で着弾することが予想されるため、現行計画では「徒歩で屋内に退避する」との記載となっていましたが、今回の変更では、徒歩の記載を削除し、退避場所についても具体的に「できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設」と追記しています。爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効な近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階へ退避し、身の安全を第一に守ることが求められます。また、もう一つの追記として、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成した資料を活用し、平時から市のホームページ等を用いて住民周知に努めることを記載しました。

次に、新旧対照表の 49 ページ下段～50 ページ上段の色塗り箇所をご覧ください。武力攻撃事態等に特有な訓練の実施について追記しております。

武力攻撃事態等のように突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するためには、平素から十分に訓練をしておくことが重要であり、国民保護法第 42 条においても、訓練の実施について規定されています。本市においても今年度に国民保護訓練を実施しましたが、内容については後ほど、報告事項にて説明します。

次に、新旧対照表の 51 ページ下段の色塗り箇所をご覧ください。3 点目の避難施設の指定として、現行計画では、「知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して避難施設を指定するとされている。」としていましたが、今回の変更では内容の追加として、「住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握することを追記しております。これに基づき、本市においても、避難施設の指定及び施設の収容人数については把握しており、大阪府を通じて公表しております。

次に、資料 2－1 の主な変更内容の「(2) 市独自の文言変更や機構改革に伴う変更」について表のとおり 4 点説明します。

新旧対照表の 20 ページ下段～21 ページ上段の色塗り箇所をご覧ください。安否情報システムでの連携についてですが、こちらは、本システムの運用開始に伴う修正となります。大阪府への報告を現行計画では「電子メールで送信すること」となっておりましたが、今回の変更では「安否情報システム内で府・国と連

携すること」へ変更しております。安否情報システムについては、武力攻撃事態等に至った場合に、住民の安否情報であります氏名、生年月日、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先などを収集・整理し、住民から照会を受けた場合は対象者の同意等に基づいて回答するもので、住民の安否情報を国、地方公共団体で共有するシステムです。

次に、新旧対照表の 21 ページ下段～23 ページの色塗り箇所をご覧ください。中核市移行に伴う保健所設置に関する変更として、平成 30 年 4 月に本市は、中核市へ移行し、保健所による防疫活動や食品衛生監視活動について権限移譲が行われたため、追記をしております。内容につきましては新旧対照表をご確認いただきまして、この場での詳細な説明は割愛させていただきます。

次に、機構改革に伴う市対策本部の組織体制等の変更について説明します。

国民保護計画における組織体制については、八尾市地域防災計画の体制に準じておりますので、今回の変更では、前回変更時 H29 年 3 月以降に行った、市の機構改革に伴う課の名称変更等及び八尾市災害対策本部組織の体制等の見直しを反映させています。なお、八尾市地域防災計画についても、今年度に修正を行っておりますので、その修正内容についても今回の国民保護計画へ反映しているところです。

それでは、前回変更時 H29 年 3 月以降の災害対策本部組織体制の具体的な見直しについてですが、令和 3 年度の地域防災計画修正の際に、更なる防災力の強化等を目的として、災害対策本部組織の班体制を大きく見直しましたので、そこに重点を置いて説明します。

大きく 5 つの観点から見直しを行いました。まず、新旧対照表の 25 ページ中段～27 ページの色塗り箇所をご覧ください。1 つ目、「統括班、情報収集整理班、報道広報班の本部参謀への移管」についてです。災害時の初動で特に重要な要素となる組織の統括・情報収集・報道について、本部参謀班と密に連携をとるべく、統括班、情報収集整理班、報道広報班を統括グループから本部参謀へと移管させました。本部参謀は危機管理監をトップとした指示命令系統とし、各グループからは独立し、災害対策本部を運営するための総合的な方針立案に注力する体制を構築しました。

次に、新旧対照表の 27 ページ上段の色塗り箇所をご覧ください。2 つ目、「情報収集・整理班の強化」についてです。過去の防災訓練での課題であった情報収集・整理にかかる人員不足を受けて、班人員を増員しました。具体的には、庶務班の行政改革課（現：行政経営改革課）を情報収集・整理班へ移管し、人員増員を行い、行政改革課長（現：行政経営改革課長）を班長としました。

次に、新旧対照表の 26 ページをご覧ください。3 つ目、「統括班の強化」についてです。

統括班の主業務は組織の総合調整を行うことですが、以前からの課題として、構成課が 2 課（総務課・政策推進課）のみであり、こちらも人員が不足している現状がありましたことから、対策として、庶務班の財政課を統括班に移管し増員しました。

次に、新旧対照表の 43 ページから 44 ページ上段の色塗り箇所をご覧ください。4 つ目、「交通班と産業班の農とみどりの振興課の土木対策班への統合」についてです。従来は、交通班（都市交通課の 1 課で構成）と産業班の農とみどりの振興課が土木対策班と異なる班で構成されておりましたが、両課は災害対応業務を行う際に土木対策班と連携を密にとる必要があることから、交通班である都市交通課と産業班である農とみどりの振興課におきましては、土木対策班へと統合し、班名称も「土木対策交通班」へと変更しました。

次に、新旧対照表の 34 ページ下段から 35 ページの色塗り箇所をご覧ください。5 つ目「保健所班と健康管理班の統合」についてです。本市保健所が大阪府管轄の時代に、健康推進課 1 課で構成していた健康管理班は、災害時の健康観察業務等と、府保健所と本市を繋ぐ役割を担い運営されてきましたが、平成 30 年度の中核市移行に伴い市直轄の保健所となり、令和 3 年度に統合し、強固な体制を構築しました。

以上が、災害対策本部組織の主な変更内容となります。

なお、令和7年4月1日付の本市機構改革の内容については、現状未定であります。大規模な変更はないものと考えております。しかしながら、小規模な変更等がおこる可能性はありますので、その場合についても本市地域防災計画への反映を準用させていただく予定です。国民保護協議会に諮らず変更させていただくこともあるかと思っておりますのでご了承ください。また、内容が確定次第ご報告させていただきます。

次に、資料2-1の2ページの3行目の大阪広域水道企業団への水道事業にかかる統合についてですが、令和7年4月1日より、八尾市水道局の大阪広域水道企業団への水道事業統合に向けて、現在、事務手続きをすすめているところでありますが、八尾市地域防災計画では、災害時に防災力を確実に発揮するために、水道局が行う給水活動や応急復旧対策は4月1日以降、企業団が行うことを示すとともに、対策本部組織体制等の見直しを行うことで、事業統合後の市と企業団との連携体制の整理を行っております。国民保護計画についても、給水活動等をはじめ文言について変更しております。

資料2-3の新旧対照表1ページ色塗り箇所をご覧ください。大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う変更として、上段の図については、水道事業管理者を削除しています。中段、下段の表については、水の安定的な供給は、市から大阪広域水道企業団の役割へと変更することを示しています。13、14、15ページの色塗り箇所についても、水道事業管理者を削除しています。

新旧対照表20ページ中段の色塗り箇所 ア 飲料水の供給をご覧ください。飲料水の供給について、従来、本市水道局が実施する給水活動は大阪広域水道企業団へと移管されるため、表現を変更しております。23ページ下段の色塗り箇所をご覧ください。これまで本市水道局の業務であった飲料水衛生確保対策にかかる住民への情報提供については、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴い、企業団及び府と連携して実施することに変更しております。また、供給能力が不足する・不足すると予想される場合については、従前は府に対し、緊急応援にかかる要請を行うこととしておりましたが、大阪広域水道企業団と府に要請を行うことに変更しております。

次に、25ページ上段の色塗り箇所をご覧ください。水の安定的な供給というところで、市は水道事業者ではなくなるため、「大阪広域水道企業団及び府と連携して必要な措置を講ずる。」と変更しています。

次に、41~42ページの色塗り箇所をご覧ください。社会基盤復旧グループの副グループ長であった水道局長をはじめ、水道局が担っていた応急給水・上水道班についても、全て削除しております。

次に、52ページ下段の色塗り箇所をご覧ください。用語集に、大阪広域水道企業団を新設し、「八尾市が行ってきた水道事業は、令和7年4月1日から大阪広域水道企業団が承継して事業を行っていること、八尾市域における水道事業の事務所の名称は、八尾水道センターであること」を追記しています。

最後に、資料2-1の裏面の「(3) 統計数値等の変更について」についてです。人口、気象、地形、交通データ等につきまして、最新データを使用し、適宜時点修正を行っています。対象ページについては、資料2-1に記載のとおりです。

続きまして、最後に、市民意見提出制度の実施結果について、ご報告させていただきます。

資料3「八尾市国民保護計画変更素案についての市民意見提出制度の実施結果について」をご参照ください。「八尾市国民保護計画」を変更するにあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度を昨年の11月26日から12月26日まで実施したところ、意見の提出はありませんでした。市民意見提出制度の実施結果については以上です。

計画変更案の概要等につきましては、以上でございまして、本日付で、当協議会へ諮問させていただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

田口危機管理監

ただいま、事務局より、「八尾市国民保護計画の変更」について、説明と諮問がありました。何かご意見等ございますでしょうか。

鳥居委員

恩智川水防事務組合の鳥居です。新旧対照表、20 ページの修正箇所について、大阪広域水道企業団へ統合ということで、「あんしん給水栓」を削除されていますが今後の活用については、考えていないのでしょうか。

事務局（危機管理課）

こちらの削除箇所について、大阪広域水道企業団には「あんしん給水栓」という設備がありますが、今回記載している箇所については、「市の飲料水の供給」に関することで、市が、大阪広域水道企業団と措置を講ずるところでは、市が関与することではないため、削除しています。実際の災害時には、大阪広域水道企業団は「あんしん給水栓」の活用を考えております。

以上になります。

鳥居委員

ありがとうございます。

田口危機管理監

その他に何かご質問ご意見等ございますでしょうか。、ご意見、ご質問等がないようですので、八尾市国民保護計画変更案を本協議会として承認させていただき、資料4の通り答申するということでよろしいでしょうか。ご異議がないようですので、これを本答申書として、変更案を添付して本日付で答申することといたします。

田口危機管理監

次に報告事項に進ませていただきます。

初めに、報告事項1、「令和6年度に実施した八尾市国民保護訓練について」事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

報告事項1「令和6年度に実施した八尾市国民保護訓練について」説明いたします。

八尾市では、令和6年11月11日に国の総務省消防庁、大阪府危機管理室、八尾市危機管理課と共同で、情報伝達を中心とした図上の国民保護訓練を実施いたしましたので概要を報告いたします。なお、八尾市としての国民保護訓練は今回が初めてとなります。

前提として、国民保護事案は私たちが経験したことの無い有事であり、風水害や大地震等の自然災害への能動的な本市の災害対応とは異なり、府を通じて国に被害報告等をあげた後、国・府の対応指示に従い、市民の生命・財産の保護及び救援を目的とし、対応をしていく計画となっています。それを踏まえまして、今回の国民保護訓練では、発災初動時からの国・府・市の情報伝達の流れに重きをおき、図上訓練を行いました。それでは、「資料5-1」をご覧ください。図上訓練の概要について説明します。

まず、本訓練の想定シナリオは「弾道ミサイル落下事案」であり、「近隣某国が我が国の方向に向けて弾道

ミサイルらしき飛翔体を発射、関西地区の上空を通過または落下の情報が伝達され、エムネット、Ｊアラート、エリアメール等が鳴動する中、八尾市内に何らかの飛翔物が落下。落下地域の状況を確認するなか、政府によって武力攻撃事態と認定されたことから、関係法令及び国民保護計画に基づいた対応を行う」というものです。訓練日時は、令和6年11月11日（月）13時～15時。訓練場所は、八尾市役所6階危機管理課執務室、大阪府危機管理室。訓練想定事態は、武力攻撃事態。目的は、1 事態発生初動時における措置及び対応に関する識能の向上、2 関係機関との協力・連携要領の確認。主要訓練項目は、1 事態発生から事態認定前の初動対応① 災害情報の収集・伝達、② 災害対策本部の設置（本部長報告）、③ 警戒区域の設定、避難及び誘導、④ 災害対応、被災者の救出・救助、⑤ 応援要請 2 事態認定後の国民保護措置 ① 警報伝達、避難指示、② 法定通知等の処置、③ 関係機関等との連携・調整となっており、防災FAXやEメールを使用した国・府との情報伝達については実際に行いましたが、それ以外の訓練項目については、図上訓練ということで、全て措置を行った想定で訓練を行いました。参加者は、総務省消防庁職員・大阪府危機管理室職員・八尾市危機管理課職員となります。それでは、訓練当日の流れを報告させていただきます。資料5-2をご覧ください。こちらが訓練時のタイムスケジュールとなりまして、国・府・八尾市の動きをメインに説明させていただきます。なお、Ｊアラートは性質上、訓練での鳴動はできませんので、想定として訓練しました。

11月11日13時1分、某国内陸部の軍事施設から弾道ミサイルの可能性のある飛翔体2発が発射された情報がＪアラート及びエムネットにより緊急速報で発表されたことを受け、Ｊアラート及びエムネットの受信確認、防災行政無線の作動状況の確認を想定で行いました。

13時5分頃、某国から発射されたミサイルが13時10分頃には八尾市周辺に落下する可能性及び住民に対する避難情報が発表され、Ｊアラート及びエムネットの受信確認、防災行政無線の作動状況の確認を行いました。また、大阪府を通じて国から発出の防災ファックスを受信し、被害状況確認用紙、Ｊアラート作動状況確認の報告を行いました。資料5-3をご覧ください。こちらは訓練時に実際に使用した「被害状況確認用紙」となりまして、大阪府を通じて国へ被害の状況や落下物の情報について報告する書類になります。こちらの書類は一例ですが、今回の訓練では、国・府・市において防災FAX等を用いて、国民保護事案における、各種報告書類等による送受信を適宜行いました。

13時10分頃、八尾市周辺にミサイル落下情報が発出されたため、Ｊアラートの動作確認とエムネットの受信確認、防災行政無線の作動状況の確認を再び行いました。ミサイル落下場所の確認、被害に関する情報収集を優先して行い、危機管理課執務室のホワイトボードに情報を整理し記載しました。また、政府は官邸対策室の設置を行い、大阪府でも八尾市へのミサイル落下事案を受けて、災害対策本部を設置したため、本市でも、災害対策本部を設置しました。大阪府や八尾市の災害情報システムを活用し、事態情報の入力・情報集約・共有を行い、市民からの問い合わせや消防・警察との連携を行いました。

なお、国による国民保護事案の事態認定がなされるまでの間は、国民保護対策本部の設置が出来ないため、災害対策本部等を設置することとなっております。

13時20分、落下地域の確認のため、職員の派遣及び周辺への屋内退避指示の発令などを行いました。

13時30分、消防と警察が連携して落下地点の半径300mを基準に警戒区域を設定するとともに、落下地点の細部位置特定、同地域の検知開始についての通報などを行いました。資料5-1をご覧ください。こちらが、弾着場所である市民の森と警戒区域設定半径約300mになります。この地域には、約1,500人（650世帯ほど）が住んでおり、住民の安全を確保しつつ、迅速に避難を実施することが求められます。

13時35分には、政府の記者会見が行われ、事態の経緯及び概要、被害状況については、大きな被害がなしと発表が行われました。本市の動きとしては、市内の状況把握のため配備体制の決定を行い、Eメール

括送信機能により職員への通知を行いました。

13 時 40 分に国が災害対策本部会議を開催後、13 時 45 分、大阪府災害対策本部会議の開催を受け、本市においても災害対策本部会議を開催しました。会議内容としては、落下地域における状況の共有を行い、避難を含めた今後の対応について共有しました。

13 時 55 分、要避難地域住民の避難に関する検討を行うため、避難実施要領作成にかかる調整を府と行いました。

14 時 00 分、政府から武力攻撃事態として認定され、国・府・市で、災害対策本部にかわり、正式に国民保護対策本部が設置されました。国民保護対策本部の設置については、国民保護法第 25 条に基づき、国から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置されます。対策本部の設置に伴い、大阪府から武力攻撃事態認定に伴う、警報発令通知を受けて、警報伝達を行いました。その後、住民避難に関する具体的な準備を進め、大阪府からの避難の指示通知等を市民に伝達し、訓練を終了しました。

今回の訓練の振り返りとして、八尾市国民保護計画上の国、府からの通知や指示の流れを実際に把握することができたことから、より一層国民保護計画の理解を深めることができ、国や府との連携も合わせて確認することができたことは大きな成果だと感じております。なお、各都道府県や市町村においても、適宜、国民保護訓練が行われており、なかには指定公共機関や指定地方公共機関等の参加も見受けられます。武力攻撃事態や大規模なテロ等の際には、各関係機関様との連携が必要となるため、今後、訓練を行う際にはご協力の程よろしく願いいたします。

今後も、本市への武力攻撃事態や大規模なテロに備えるため、いかなる時でも迅速に対応できるよう、訓練などを通して、国民保護事案への対応力を高めていけるよう今後も努めてまいります。以上です。

田口危機管理監

ただいま、事務局より、「令和 6 年度に実施した八尾市国民保護訓練について」説明がありました。何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

木村委員

大和川右岸水防事務組合の木村です。今回の訓練については、大阪府と八尾市が中心の訓練でしたが、実際に、このような事態が発生したときには、大阪府や国からの連絡含めて、厳しい状態になると想定されます。その際は、八尾市で独自に進めていかなければならない事態も想定されます。あらゆる想定も含めて、今後も取り組んでいただければと思います。

事務局（危機管理課）

ご意見ありがとうございます。国民保護計画は、国・府から指示を受けるものですが、ご指摘のとおり、ミサイル攻撃等々があったときには、情報伝達など含め機能しないことが可能性としては考えられるため、本市としても、しっかりと対処できるように、想定していきたいと思っております。

田口危機管理監

最後の報告となります。報告事項 2「八尾市国民保護計画の変更に伴うスケジュールについて」事務局の方から説明願います。

事務局（危機管理課）

「八尾市国民保護計画の変更に伴うスケジュールについて」ご説明いたします。

資料6をご覧ください。本日付で変更案について答申をいただきましたので、国民保護法第35条第8項で準用する第5項の規定に基づき、変更案について大阪府と1月下旬に正式協議をいたします。

また、国民保護法第35条第8項で準用する第6項の規定に基づき、計画を変更したときは、議会に報告するとともに、公表しなければならないとされておりますので、今月中をめどに大阪府との協議を終え、3月市議会定例会へ報告し、4月1日からの運用開始に向けて、市HPに公表する予定です。

続いて、八尾市国民保護計画において、実効性を担保するため、保護措置実施マニュアルを作成する旨を規定しており、平成26年3月に作成し、平成29年3月には本計画変更にかかり変更しております。今回もマニュアルを今年度中に変更すべく、現在、鋭意作業中です。

変更できましたら、委員の皆様方に、送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

田口危機管理監

ただいま事務局より、「八尾市国民保護計画の変更に伴うスケジュールについて」説明がありました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。それでは、この報告事項にかかわらず、当協議会をとおして、委員の皆さんからご意見、ご質問はありませんか。それでは、予定の案件報告はすべて終了いたしました。

本日はお忙しい中、令和6年度八尾市国民保護協議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも本市の国民保護の取り組みに、ご理解とご尽力をお願いいたしまして、閉会といたします。本日はありがとうございます。